

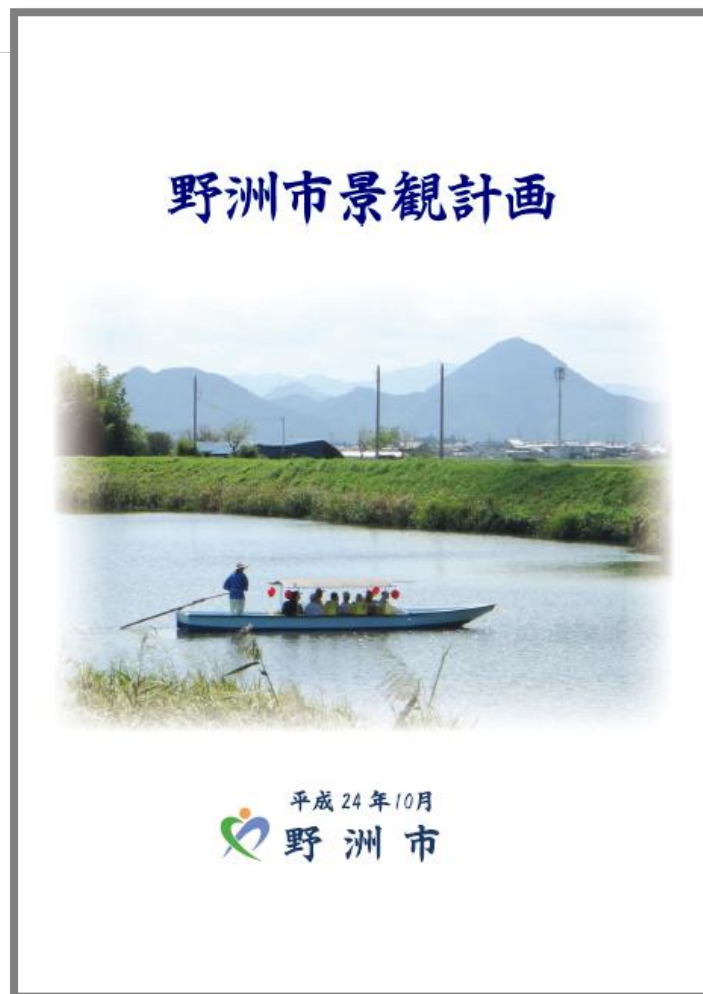
野洲市景観計画改訂 (案)について

野洲市都市建設部都市計画課

野洲市景観計画

○平成24年(2012年)10月策定。

○野洲市景観形成方針の、めざすべき景観の将来像を実現するため、景観形成基準などの具体的な景観施策を定めたもの。



経緯

平成23年

9月

野洲市景観形成方針 策定

平成24年

4月1日

野洲市景観条例 一部施行

6月1日

滋賀県景観行政団体へ移行

野洲市景観条例 全部施行

10月

野洲市景観計画 策定

※景観行政団体とは景観法を活用した景観行政を推進する

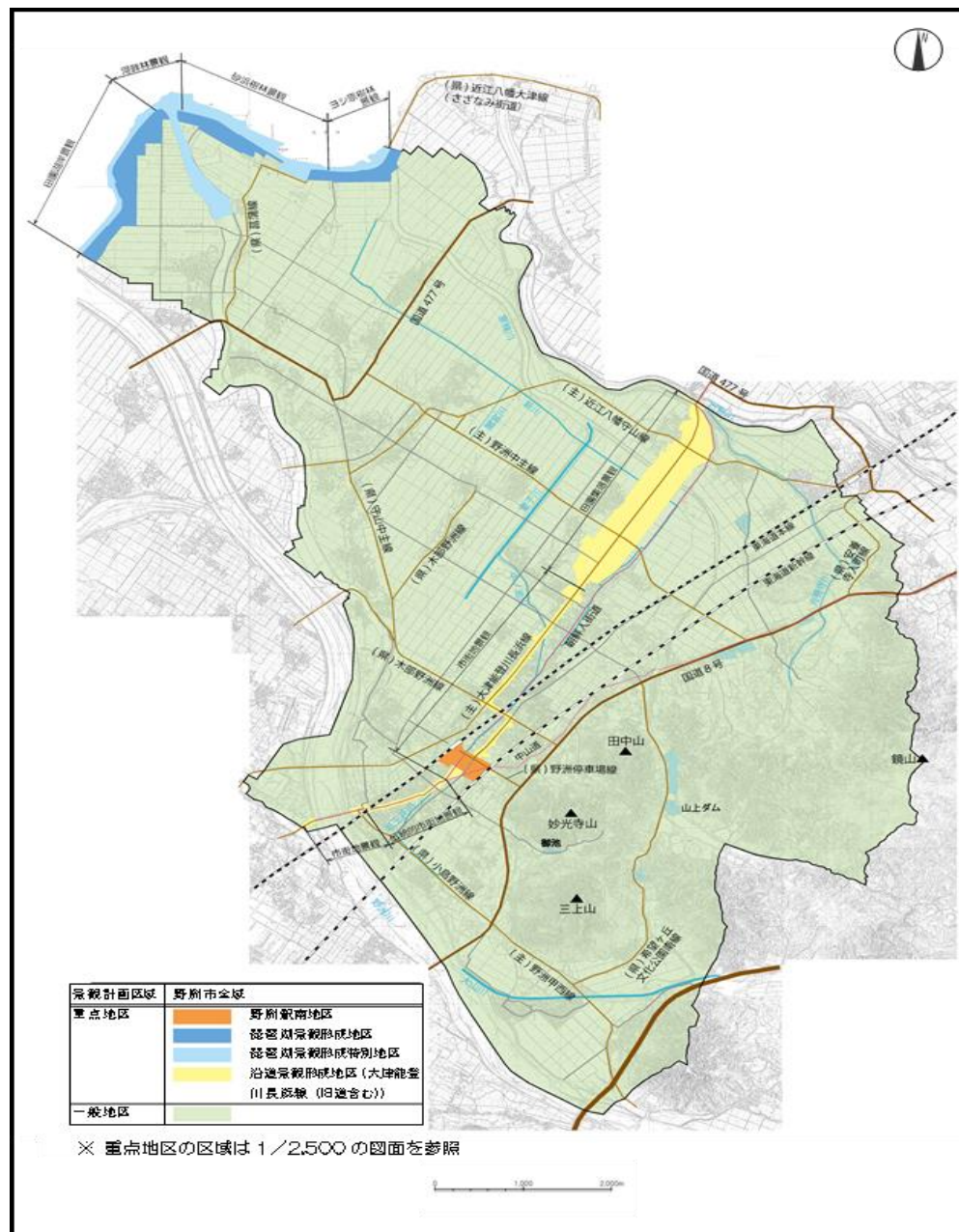
地方公共団体をいう。

景観計画概要図

重点地区

- 野洲駅南地区
- 琵琶湖景観形成地区
- 琵琶湖景観形成特別地区
- 沿道景観形成地区

一般地区



検討の背景

○近年野洲市内において大規模な太陽光発電施設が見受けられる。

○野洲市景観条例施行規則第3条において太陽光発電設備は工作物と位置付けておらず、景観法に基づく届出の対象外となっている。

○今後、設置場所や規模、形態により景観に影響が生じる可能性がある。

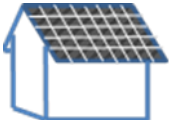

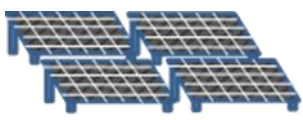

○近隣市において太陽光発電設備等の設置に係る届出制度及び景観形成基準が定められている。

見直しの方向性

- 建築物・工作物に係る届出基準の(一部)追加
 - … 太陽光発電設備等の設置について
《届出対象行為》
- 建築物・工作物に係る景観形成基準の追加
 - … 太陽光発電設備等の景観形成基準

○太陽光発電設備等の設置について《届出対象行為》

新たに追加する届出対象行為

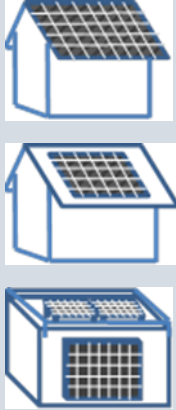
地区区分	届出対象行為			
	建築物(一体型)	建築物の付帯設備(別途設置)	工作物(平面型)	工作物(支柱型)
				
一般地区	届出不要		地上に設置された太陽光発電設備で、地上からパネルの上端までの高さが <u>13m</u> 以上 または モジュール面積の合計が <u>1,000 m²</u> を超える	
重点地区	建築物の新築、増築、改築時、屋根材または外壁材として、一体設置するものでモジュール面積の合計が <u>10 m²</u> を超える	建築物に別途設置するもので、モジュール面積の合計が <u>10 m²</u> を超える	地上に設置された太陽光発電設備で、地上から上端までの高さが <u>1.5m</u> を超える または モジュール面積の合計が <u>100 m²</u> を超える	地上に設置された太陽光発電設備で、地上から上端までの高さが <u>5m</u> を超える または モジュール面積の合計が <u>100 m²</u> を超える

※モジュール面積…太陽電池モジュール（太陽光パネル）または集熱器の面積

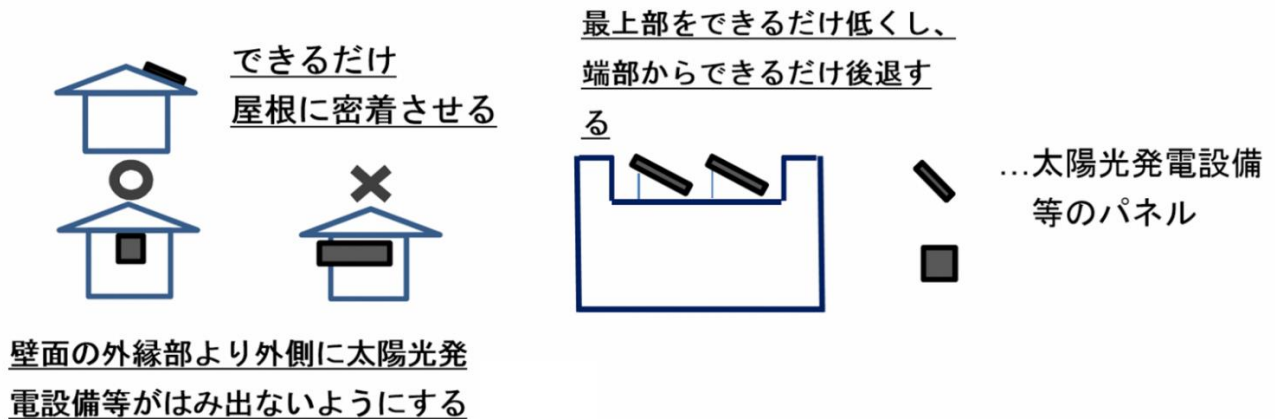
○太陽光発電設備等の景観形成基準

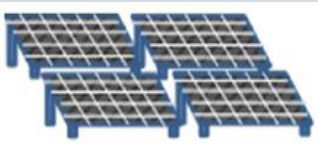
新たに追加する景観形成基準

重点地区・一般地区

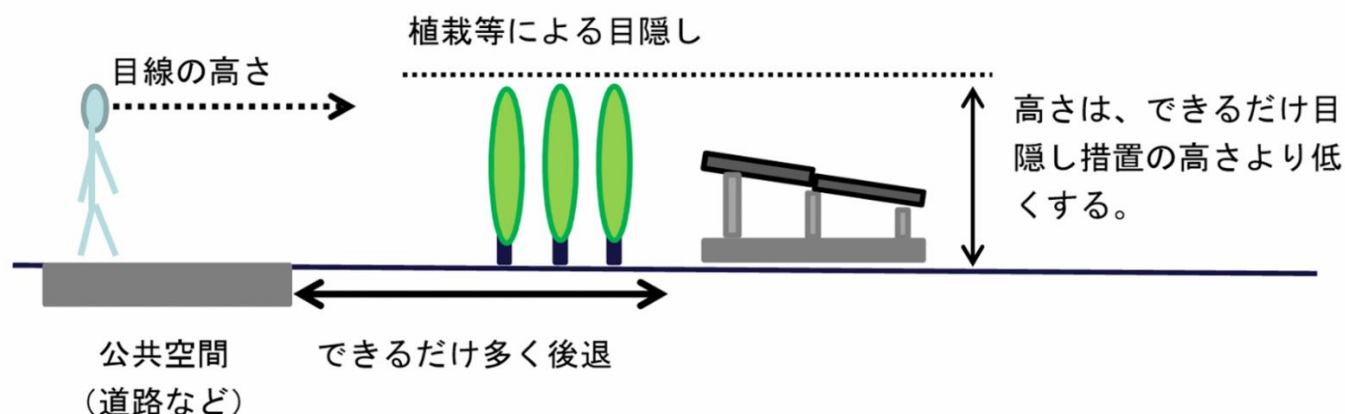
景観形成基準	
建築物（一体型・付帯設備） 	形態 ○太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。 ○太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。 ○太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。
	意匠 ○太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。 ○太陽光発電設備等を設置する場合においては、太陽光発電設備等が公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。
	色彩 ○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。） ○太陽光設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。 ○太陽光発電設備等を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。

【形態のイメージ】

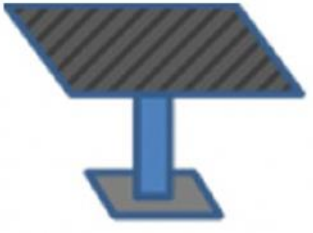


景観形成基準		
工作物(平面型) 	敷地内における位置	○道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 ○原則として、道路から2メートル以上後退すること。＊ ＊重点地区にのみ適用する。
	形態意匠	○できるだけすっきりとした形態および意匠とする。
	色彩	○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。(パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。) ○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
	植栽等	○平面型の太陽光発電設備等を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。 ○平面型の太陽光発電設備等の最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。 ○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
	樹木等の保全措置	○敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 ○樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

【形態のイメージ（工作物 平面型）】



景観形成基準

<p>工作物(支柱型)</p> 	敷地内における位置	<p>○道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>○原則として、道路から2メートル以上後退すること。※</p> <p>※重点地区にのみ適用する。</p>
	形態意匠	<p>○できるだけすっきりとした形態および意匠とする。</p>
	色彩	<p>○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。(パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。)</p> <p>○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。</p>
	植栽等	<p>○常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。</p> <p>○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
	樹木等の保全措置	<p>○敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>○樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>